

(別紙様式2)

誓約書

年 月 日

高 梁 市 長 様

住 所

氏 名

(本人の自署による署名又は記名押印をしてください。)

私は、高梁市に定住する意志をもって、高梁市若者定住促進住宅助成金（住宅リフォーム助成事業）を申請します。

なお、高梁市若者定住促進住宅助成金（住宅リフォーム助成事業）交付要綱（以下「要綱」）第13条の規定に該当し、助成金の交付決定の取消しを受けた場合は、要綱に基づき所定の助成金返還義務を負うことに意義ありません。

また、この助成金の交付に関して、課税台帳・住民基本台帳等により照合を行うこと及びその他要件に関する現況について、報告を求め、又は調査を行うことに同意します。

【参考】

要綱第13条 抜粋

(助成金の取消し等)

第13条 市長は、助成金交付決定がなされた申請者又は交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の取消し又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱により助成金の交付を受けた者及びその者の世帯員全員が、正当な理由なく助成金の交付を受けた日から5年以内に転居したとき
 - (2) 偽りの申請又は不正な方法によって助成金の決定又は交付を受けたとき
 - (3) その他市長が助成金を交付することが不相当であると認めるとき
- 2 前項の規定により、助成金の交付決定を取り消し、又は交付した助成金の返還を命ずる場合は、高梁市若者定住促進住宅助成金（住宅リフォーム助成事業）返還（取消）決定通知書（様式第8号）により行うものとする。
- 3 前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から2箇月以内に返還命令額を返還しなければならない。